

IoT・AI関連機器共同利用要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）は、県内の事業者等が想起したビジネスアイデアに対して、財団が所有する最先端のテクノロジーを有したツールやプロダクト（以下「IoT・AI関連機器」という。）を県内の事業者等とIoT・AI等を活用した新しい製品・サービスを創出することを目的として共同利用を行うものとする。

2 IoT・AI関連機器の共同利用に関しては、IoT・AI関連機器共同利用要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

(機器の管理)

第2条 IoT・AI関連機器の管理は、財団が行うものとする。なお、財団が管理するIoT・AI関連機器は、別紙「IoT・AI関連機器一覧表」のとおり。

(共同利用対象者)

第3条 次の(1)から(3)の全て満たす者を対象者とする。

(1) 島根県内に本社、支社及び主たる事業所を有する事業者等で、新しい製品・サービスの創出を検討しているもの。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(3) IoT・AI関連機器の体験をしたことがある、若しくは一定の知識を有すること。

(利用目的の要件)

第4条 IoT・AI関連機器を公序良俗に反する行為、若しくは収益を得る事業に利用しないこと。

(利用の申請)

第5条 IoT・AI関連機器を共同利用しようとする者（以下、「共同利用者」という。）は、所定のホームページから利用者情報を入力して申請を行い、代表理事理事長に承認を得なければならない。併せて、別紙「IoT・AI関連機器一覧表」の内、Matrice100の共同利用者は共同利用計画書（様式第1号）を電子データにより提出しなければならない。

(利用の承認)

第6条 代表理事理事長は、前条に規定する申請が適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を共同利用者に通知するものとする。

(変更の届出及び承認)

第7条 共同利用者は、ホームページの利用者情報内容を変更しようとする場合は、代表理事理事長に届け出て、改めて承認を得なければならない。

(利用承認の取消し等)

第8条 代表理事理事長は、共同利用者が次の各号の一に該当する場合は、その者に係る利用の承認を取り消し、又は利用を一定期間停止することができる。

- (1) この要領、法律、省令等、並びに代表理事理事長の指示に違反したとき。
- (2) 利用が利用者情報等に記載された利用目的と相違したとき。
- (3) 利用要件を守らないとき。
- (4) 財団の運営に支障を与えるおそれがあるとき、又はおそれを生じさせたとき。

(IoT・AI関連機器の受け渡し・返却日時)

第9条 IoT・AI関連機器の受け渡し・返却日時は、原則として平日の午前9時00分から午後5時00分までとする。共同利用者は利用終了後すみやかにIoT・AI関連機器を財団へ返却すること。

2 前項に規定するもののほか、代表理事理事長が必要と認めたときは、受け渡し又は返却をすることができる。

(共同利用の場所)

第10条 共同利用の実施場所は島根県内で行うものとする。

(利用及び報告)

第11条 利用終了の日から10日以内にIoT・AI関連機器共同利用報告書(様式第2号)により、使用状況等成果の報告を行わなければならない。

- 2 共同利用者は、IoT・AI関連機器の第三者への貸出し、譲渡等を行ってはならない。
- 3 共同利用者は、IoT・AI関連機器のカスタマイズを行ってはならない。ただし、利用の申請時に代表理事理事長が必要と認める場合はこの限りではないが、利用終了時に原状復帰し返却すること。

(利用期間)

第12条 利用期間は原則として2週間以内とする。ただし、代表理事理事長が必要と認める場合はこの限りではない。

(損害の弁償)

第13条 共同利用者は、共同利用者の責に帰すべき事由により機器又は設備等を滅失し、

き損し、又は汚染したときは、その損害を弁償しなければならない。

2 共同利用者は、共同利用者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、問題解決及び損害賠償の責を負うものとし、財団は何ら責任を負わないものとする。

(損害保険の付保)

第14条 別紙「IoT・AI関連機器一覧表」の内、Matrice100を共同利用する場合は、利用期間中に動産保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

(経費の負担)

第15条 共同利用に係るIoT・AI関連機器の利用については無料とする。但し、保険料等のその他経費については共同利用者の負担とする。

(成果の公表)

第16条 財団は共同利用者とIoT・AI関連機器を共同利用により得た知見については、共同利用者との協議の上、広く公開をすることができるものとする。

附則1 この要領は、平成29年8月28日から施行する。

附則2 平成30年4月24日 改定

附則3 令和3年8月1日 改定